

実務研究

日本税務会計学会
令和6年5月 月次研究会



折原 昭寿 (麹町)

非上場株式に係る評価通達6の適用についての検討 —令和4年3月25日裁決を題材として—

1. はじめに

相続税法22条における「時価」は、課税時期における客観的な交換価値を意味するものであると解されているところ、課税実務上は財産評価基本通達(以下「評価通達」という)の定める方法により評価した価額(以下「通達評価額」という)をもって評価対象となる財産の時価とすることが一般的に許容されている。

一方、評価通達6は「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と定め、評価通達の定める評価方法を画一的に適用することによって、かえって、適正な時

価を求めることができない結果となるなど著しく公平を欠くような事情がある場合には、個々の財産の態様に応じた評価を行うこととされており、その適用範囲(適用基準)が問題となる。

本稿では、借入により取得した取引相場のない株式(以下「非上場株式」という)の相続時における評価額が問題とされた令和4年3月25日裁決(以下「本裁決」という)を取り上げ、最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決(以下「最高裁令和4年判決」という)の内容を参考にしつつ、評価通達6の適用基準について検討することとする。

2. 事案の概要及び主な争点

本裁決は、被相続人が相続開始の直前において本件会社の関係会社から73億円を借入れ、翌日、その全額を充当する形で本件会社が自己株式として保有していた本件会社株式約9578万株を1株当たり76円(総額約72億円)で取得したことが、審査請求人(以下「請求人」という)の相続税の負担を大幅に減少させる結果となると認められるとして、評価通達6の適用が適法であるとされた事案である。

本裁決における主な争点は、本件相続税について、評価通達に定める評価方法によらないことが相当と認められる特別の事情があるか否かである。

本件相続税の計算において、請求人は本件借入れ73億円を全額債務として控除した。本件では、本件借入金のほば全額が本件株式が本件株式9578万株となったため、これを評価通達の定めによる1株当たり18円1で評価すると相続財産に含まれる価額は17億円となり、50億円を超える圧縮が生じることになる。

本件借入れ及び本件取得した本件被相続人が、検査入院を以て以降、入院を繰り返していた時期に行われたものであり、請求人の主張によっても、遺留分対策等のために行われたものとされている。

3. 審判所の判断(請求棄却)

本件相続開始日において本件株式につき不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に、評価通達の定めに基づく評価額1株当たり18円という水準の価額が通常成立すると認めるとはできないとした。一方で、不動産の購入及び金融機関からの借入れ(以下「本件購入・借入れ」という)の結果、通達評価額に比べて著しく軽減される負担が著しく軽減される上、本件購入・借入れが租税負担の軽減を意図して行われたことを指摘している。

このような場合に通達評価額によることは、「当該行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反する」といふべきであるから、上記事情があるといえる」として、各不動産の価額について通達評価額を上回る価額とするは平等原則に違反しないとした。

租税負担の軽減を意図して通達評価額との間に著しい乖離が生じ、これが他の納税者との不均衡を生じさせる場合に「実質的な租税負担の公平に反する」といふべき事情があること(結果)に相当の関連性が認められる。

4. 評価通達6の適用基準

評価通達6を適用した課税処分を最高裁判所として初めて認めた最高裁令和4年判決は、対象不動産の通達評価額と鑑定評価額との間には大きな乖離があるといえるとしつつ、このことをもって「実質的な租税負担の公平に反する」といふべき事情があるというこ

とはできないとした。一方で、不動産の購入及び金融機関からの借入れ(以下「本件購入・借入れ」という)の結果、通達評価額に比べて著しく軽減される負担が著しく軽減される上、本件購入・借入れが租税負担の軽減を意図して行われたことを指摘している。

本裁決は、本件被相続人が本件相続の発生を見越して、相続開始直前に本件借入れ及び本件取得をしたことにより、請求人の相続税の負担が大幅に減少する結果となること(結果)が認められるとして請求棄却の判断をしている。そこで、上記4.に記載した適用基準により評価通達6の適用を検討することとする。

まず、本件鑑定評価額(1株当たり46・48円)と通達評価額(1株当たり18円)との乖離率は2・5倍となる。これを請求人が本件相続により取得した35263万株の価格でみると、本件鑑定評価額は163億円となり、通達評価額である63億円との差額は100億円となることから、本件における価格差は著しいといえる。

6. おわりに

本裁決の事案は、被相続人による多額の借入れにより請求人の相続税負担が大幅に減少する結果となったことが問題とされている点で、最高裁令和4年判決と状況が類似している。

次に、本件被相続人は本件株式9578万株の購入資金として、73億円もの資

金を本件会社の関係会社から借入れており、その結果、通達評価額による請求人の相続税の負担が大幅に軽減されることから、当該行為をせず、又はすることのできない他の納税者と比較して租税負担が著しく軽減されたといえる。

この点、本裁決は、近い将来相続が発生することを意図して本件借入れ及び本件取得が相続対策のために行われたことを指摘するのみで、租税負担の軽減との関連性において前述のような事実の認定は行われていない。本裁決は、最高裁令和4年判決より前に判断が示された事案ではあるが、租税負担の軽減との関連性に影響する事実関係について具体的に示す必要があったものと思われる。

本件は令和4年8月に提訴されており、租税負担の軽減を目的とした取引とその結果に相当の関連性があることを示す具体的な事実(証拠)が示されるか否かが注目される。

1 裁決書のマスキング部分について、「非上場株式への総則6項適用事案訴訟」にT&A master No.959 10頁他より引用又は推測している(以下、二重線部分について同じ)。

2 調査官解説(山本拓「判解」ジュリス1581号92頁)は、「ここで問題となっているのは、時価に係る事実の(平等な)認定であり、いわゆる租税回避行為の否認ではない」と指摘し

3 問所光洋・安部慶彦「令和4年最判を踏まえた非上場株式の評価に対する総則6項適用の可否(中央出版HD事件をもとに)」T&A master No.969 13頁